を「の規定の」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「の規定の」とあるのは「、平成二十七年所得税法等改正法附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる平成二十七年旧租税特別措置法第四十二条の四（第十一項（第一号のうち平成二十七年旧租税特別措置法第六十八条の九第六項に規定する試験研究費に係る部分及び第四号に係る部分に限る。）、第十二項、第十三項、第十六項及び第十八項を除く。）並びに平成二十八年所得税法等改正法附則第八十八条第二項及び第八十九条第二項の規定によりその例によることとされる平成二十八年所得税法等改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項及び第四十二条の十一第五項の規定の」とする」に改め、同条第三項中「第六十八条の十四第五項又は」を「第六十八条の十四第五項、」に、「の規定により加算された金額が」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第百五条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項の規定により加算された金額が」に、「第六十八条の十二第七項又は」を「第六十八条の十二第七項、」に、「」と、「相当する」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第百五条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項」と、「相当する」に改め、同条第四項中「第四十二条の十第五項」の下に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項」を加え、同条第五項中「によつて」を「により」に、「第五十三条第二十五項」を「第三十一項から第三十五項まで」を「第三十三項から第三十七項まで」に、「第三百二十一条の八第二十七項」を「第五十三条第三十一項及び第三百二十一条の八第三十一項」を「第三百二十一条の八第三十三項及び第三百二十一条の八第三十三項」に改める。

附則第八条の二の二第一項中「、第二十五項及び第二十六項（同条第二十八項」を「から第二十七項まで及び第二十八項（同条第三十項」に、「同条第二十九項」を「同条第三十一項」に、「）において」を「）の規定により」に改め、同条第三項中「、第二十五項及び第二十七項（同条第二十八項」を「から第二十七項まで及び第二十九項（同条第三十項」に、「同条第二十九項」を「同条第三十一項」に、「）において」を「）の規定により」に改め、同条第六項中「第五十三条第三十項」を「第五十三条第三十二項」に、「まず第二十四項」とあるのは「まず」を「第二十四項及び第二十五項」とあるのは「」に改め、「次に第二十四項」の下に「及び第二十五項」を加え、同条第七項中「第二十九項（同条第三十項」に、「同条第二十九項」を「同条第三十一項」に、「）において」を「）の規定により」に改め、同条第九項中「、第二十五項及び第二十七項（同条第二十八項」を「から第二十七項まで及び第二十九項（同条第三十項」に、「同条第二十九項」を「同条第三十一項」に、「）において」を「）の規定により」に改め、同条第十二項中「第三百二十一条の八第三十項」を「第三百二十一条の八第三十二項」に、「まず第二十四項」とあるのは「まず」を「第二十四項及び第二十五項」とあるのは「」に改め、「次に第二十四項」の下に「及び第二十五項」を加え、同条第十三項中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に、「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に改め、「を超える額」を削る。

附則第九条第十項中「を行う法人が」を「（第七十二条の二第一項第二号に規定するガス供給業をいう。以下この項において同じ。）を行う法人が」に改め、同条第十三項及び第十四項を次のように改める。

13　第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人（次項において「連結申告法人」という。）を除く。）に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項及び次項において同じ。）分の事業税に限り、次に掲げる要件を満たす場合（当該法人の租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する雇用者給与等支給額が当該法人の同項第五号に規定する比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）には、各事業年度の付加価値額から、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額に、各事業年度の第七十二条の十四に規定する収益配分額から第七十二条の二十第二項に規定する雇用安定控除額を控除した額を当該収益配分額で除して計算した割合（次項において「雇用安定控除調整率」という。）を乗じて計算した金額を控除する。

一　当該法人の租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号に規定する継続雇用者給与等支給額から当該法人の同項第七号に規定する継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の三以上であること。

二　当該法人の租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第八号に規定する国内設備投資額が当該法人の同項第九号に規定する当期償却費総額の百分の九十に相当する金額以上であること。

14　第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人（連結申告法人に限る。）に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、次に掲げる場合（当該法人の租税特別措置法第六十八条の十五の六第三項第三号に規定する雇用者給与等支給額が当該法人の同項第四号に規定する比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）には、各事業年度の付加価値額から、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額に、各事業年度の雇用安定控除調整率を乗じて計算した金額を控除する。

一　当該法人の継続雇用者給与等支給額（租税特別措置法第六十八条の十五の六第三項第五号に規定する継続雇用者給与等支給額をいう。以下この号において同じ。）から当該法人の継続雇用者比較給与等支給額（同項第六号に規定する継続雇用者比較給与等支給額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合又は当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。次号において同じ。）がある各連結法人（同条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。次号において同じ。）の継続雇用者給与等支給額の合計額から当該法人及び当該各連結法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額の合計額に対する割合が百分の三以上であること。

二　当該法人の国内設備投資額（租税特別措置法第六十八条の十五の六第三項第七号に規定する国内設備投資額をいう。以下この号において同じ。）が当該法人の当期償却費総額（同項第八号に規定する当期償却費総額をいう。以下この号において同じ。）の百分の九十に相当する金額以上であること又は当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある各連結法人の国内設備投資額の合計額が当該法人及び当該各連結法人の当期償却費総額の合計額の百分の九十に相当する金額以上であること。

附則第九条第十五項を削り、同条第十六項中「第十三項及び第十四項」を「前二項」に、「これらの規定中「当該雇用者給与等支給増加額」を「第十三項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」に、「当該雇用者給与等支給増加額」を「比較雇用者給与等支給額を控除した金額」に、「第十六項」を「第十五項」に改め、「。以下この項」の下に「及び次項」を加え、「又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるもの」を削り、「派遣船員をいう」及び「派遣船員をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、「場合は」を「場合には」に、「金額」を「」と、前項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは「比較雇用者給与等支給額を控除した金額に、第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額及び各事業年度において労働者派遣又は船員派遣の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額（当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。）に百分の七十五の割合を乗じて得た金額（当該金額が当該労働者派遣に係る派遣労働者又は当該船員派遣に係る派遣船員に係る同項に規定する合計額を超える場合には、当該合計額）の合計額で除して計算した割合を乗じて計算した」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「当該雇用者給与等支給増加額」を「比